

所有者等の探索の開始等の公告

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、同条第2項の規定により、公告する。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができるので、同法第4条後段の規定により、公告する。

令和7年8月28日

那覇地方法務局石垣支局

登記官 牧野 智 浩

記

意見又は資料の提出先

那覇市樋川一丁目15番15号（〒900-8544）

那覇地方法務局 不動産登記部門

電話番号 098-854-7952

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積
3604-2025-0001	八重山郡竹富町字黒島与那原 1 0 3 3 番 2	原野	164
3604-2025-0002	八重山郡竹富町字黒島東筋 1 5 4 6 番 2	原野	195